

○建設委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名		院議先	月提出	付委員託会	参議院
	衆	参				
64 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の 一體的推進に関する特別措置法案	道路法等の一部を改正する法律案	民間都市開発の推進に関する特別措置法の一 部を改正する法律案	水資源開発公團法の一部を改正する法律案	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島 振興特別措置法の一部を改正する法律案	衆
50	"	"	"	"	"	院議先
21	"	"	"	"	元、二、七	月提出
20	"	"	"	"	二、七	付委員託会
17	"	"	"	"	元、二、七	参議院
14 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島 振興特別措置法の一部を改正する法律案	"	"	"	"	可元、三、六	議委員決会
衆	参	"	"	"	可元、三、三	議本会決議
三、六	三、七	三、一	三、一	三、一	元、二、七	付委員託会
六、六	三、三	(予)三、三	(予)三、三	(予)三、七	元、二、七	参議院
可 決 六、三	可 決 六、六	可 決 六、〇	可 決 六、〇	可 決 三、六	可元、三、六	議委員決会
可 決 六、三	可 決 六、九	可 決 六、三	可 決 六、三	可 決 三、三	可元、三、三	議本会決議
五、九	(予)三、七	三、一	三、一	二、七	元、二、七	付委員託会
可 決 六、五	可 決 六、三	可 決 五、四	可 決 五、四	可 決 三、三	可元、三、三	参議院
可 決 六、六	可 決 六、三	可 決 六、八	可 決 六、八	可 決 三、四	可元、三、四	議本会決議
						備考

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を図るために、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を延長するとともに、奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一、この法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで五カ年延長し、奄美群島振興開発計画の計画期間をさらに五カ年延長することとする。

二、奄美群島振興開発基金の業務に新たに出資業務を追加するとともに、理事は理事長が内閣総理大臣及び大臣の認可を受けて任命することとする。

第二 小笠原諸島振興特別措置法の一部改正

一、この法律の題名を小笠原諸島振興開発特別措置法に改めるとともに、法律の有効期限を平成六年三月三十日まで五カ年延長することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を五カ年延長するとともに、奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定を行い、これらに基づく事業を推進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

二、新たに平成元年度を初年度として五カ年にわたる小笠原諸島振興開発計画を策定することとする。

三、小笠原諸島振興審議会の名称を小笠原諸島振興開発審議会と改めることとする。

## 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、内需の持続的拡大を図るため、特別割り増し貸付制度の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長とともに、一括借り上げ方式による賃貸住宅に対する貸し付け、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額算定方式の改定、小規模敷地を活用した賃貸住宅に対する貸し付け、住宅融資保険制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了しましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定方式を改正する規定を削除する修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 要旨

本法律案は、内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公庫の賃貸住宅建設資金貸付制度の拡充、特別割り増し貸付制度の適用期限の延長、住宅融資保険制度の拡充等の措置を講じようとするとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、賃貸住宅建設資金貸付制度の改善等

(一) 一括して借り上げが行われる賃貸住宅についても、その建設に必要な資金の貸し付けを行う。

(二) 公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定にあたり、土地取得費の償却額に代えて、地代に相当する額を参酌することとする。

二、小規模敷地の合理的利用に資する低層耐火建築物等に対する貸付制度を創設する。

三、特別割り増し貸付制度の適用期限を、平成三年三月三十一日まで二年間延長する。

#### 四、住宅融資保険制度の拡充

(一) 既存住宅の購入に必要な資金の貸し付けについて、

保険を行うことができる」ととする。

(二) 契約金融機関に信用協同組合連合会を加えるとともに  
に、その範囲を政令に委任する。

### 委員長報告

一三一一ページ参照

水資源開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

#### 要旨

本法律案は、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の

整備に関する事業のうち、当該事業と密接に関連する他の  
事業により生ずる収益をもって、当該事業に要する費用を  
支弁することができると認められる事業について、日本電  
信電話株式会社の株式の売り払い収入による國の無  
利子貸し付けを行うこととするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設  
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水資源開発公団法の一部を改正する法律案は、日  
本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、  
水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に関する事  
業の促進を図るため、当該事業に対する國の無利子貸付制  
度を拡充しようとするものであります。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を  
改正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払  
い収入の活用により、民間事業者が行う公共の用に供する  
施設の整備に関する事業の促進を図るため、民間都市開発  
推進機構の無利子貸付制度を拡充しようとするものであり  
ます。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑  
が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願い  
ます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を  
代表して上田委員より、民間都市開発の推進に関する特別  
措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の意見が述べ  
られ、順次採決の結果、水資源開発公団法の一部を改正す  
る法律案は、全会一致をもつて、民間都市開発の推進に関  
する特別措置法の一部を改正する法律案は、多数をもつて、

いすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

## 要旨

本法律案は、第三セクターが都市計画区域以外の区域において行う河川等の公共施設の整備に関する事業のうち、その事業に関連する事業により生ずる収益をもって、その公共施設の整備に要する費用を支弁することができる認められる事業について、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用による民間都市開発推進機構の無利子貸し付けを行うことができる」ととするものである。

## 委員長報告

前ページ参照

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

## 要旨

本法律案は、市街地における道路の整備を促進し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、道路法、都市計画法、都市再開発法、建築基準法等を改正し、道路と建築物等とを一体的に整備する制度を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 一、道路法の一部改正

道路の区域を立体的に定めること等により、道路の上下空間を建物の利用に供するとともに、道路と建物とを一体的に建築・管理することができる」ととする。

### 二、都市計画法の一部改正

地区計画に関する都市計画に定めることができる事項として、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を新たに設け、道路の整備と併せた良好な市街地形成を図ることとする。

### 三、都市再開発法の一部改止

再開発地区計画に関する都市計画について、地区計画に関する都市計画における同様の措置を講ずるとともに、市街地再開発事業について、道路と施設建築物との一体的な整備を行うことができる」とする。

#### 四、建築基準法の一部改正

地区計画等において道路と建築物等との一体的整備に関する事項が定められた場合における道路内の建築制限の合理化等を図ることにより、道路の上下空間に建築物を建築することができる」とする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました、道路法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市街地において、適正かつ合理的な土地利用を図りつつ、道路と建築物等との一体的な整備を促進するため、道路の立体的区域の決定、道路一体建物に関する協定、道路保全立体区域の指定等を規定するとともに、地区計画等に関する都市計画において、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を定めることとし、あわせて道路と施設建築物との一体的な整備を行うための市街地再開発事業の特例を設けるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案（閣法第六四号）

##### 要旨

本法律案は、住宅地の需要が著しい首都圏等の大都市地域において、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するため必要な特別措置を講ずることにより、大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、基本計画の作成

都府県は、特定鉄道の計画路線、駅の位置の概要、住宅地の供給の目標、宅地開発と鉄道整備の一体的推進のための拠点となる地域（重点地域）、特定鉄道の整備に当たり地方公共団体が行う援助等を内容とする基本計画

を作成し、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を受けることができる。

## 二、協議会の設置等

宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するため、関係地方公共団体の長、宅地開発事業者、特定鉄道事業者により協議会を組織し、重点地域においては、宅地開発事業者、特定鉄道事業者は、事業概要等に関する協定を締結し、当該協定に従って事業を実施する。

## 三、監視区域の指定等

都府県知事等は、重点地域等について、国土利用計画法による監視区域の指定に努めるものとし、指定期間の特例を設ける。

## 四、重点地域等の整備

- 1 鉄道用地の円滑な確保を図るため、土地区画整理事業において、特定鉄道事業者、地方公共団体等が所有する土地を鉄道の用に供する土地の区域へ集約換地する特例措置を講ずる。
- 2 重点地域内において、公有地の拡大の推進に関する法律により、公有地の拡大が図られるよう配慮する。
- 3 本法の対象となる地域を、大都市地域における住宅

地等の供給の促進に関する特別措置法等の規定の適用地域とする。

## 4 宅地開発事業の実施に関連して必要となる公共施設の整備の促進に努める。

## 五、特定鉄道の整備等

- 1 国等は、特定鉄道の整備の円滑な実施のために必要な資金の確保に努めなければならない。
- 2 関係地方公共団体の特定鉄道事業者への出資、補助、土地の取得のあっせん等について規定する。
- 3 鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例等、所要の税制上の措置等を講ずる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅地の需要が著しい首都圏等の大都市地域において、宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進することにより大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な

整備を図るため、都府県が基本計画を作成し、主務大臣がこれを承認する制度を定めるとともに、宅地開発及び鉄道整備の一体的推進のための協議会の設置、土地区画整理事業の特例、鉄道整備に対する地方公共団体による助成等の特例措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より、特定鉄道整備についての国の助成規定を追加する等の修正案が提出され、内閣の意見を聴きましたところ、野田建設大臣より反対の意見が表明されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。